回答：チュニジア 2024 年 3 月 7 日

チュニジア：同性愛者である男性の難民認定例に関する情報

チュニジアの「家族から迫害を受けたゲイの男性の難民認定例」に関する調査依頼に対し、難民研究フォーラムが規定の時間的制約の中で調査したところ、関連しうる情報として以下の情報が見つかりました。

略称：.....1
1. 難民認定事例.....1
(1) フランス庇護裁判所（CNDA）2020 年 10 月 20 日決定［R 氏、事件番号 21060804 C］.....1
(2) フランス庇護裁判所（CNDA）2009 年 7 月 7 日決定［C 氏、事件番号 634565］.....2
2. 難民不認定事例.....4
参照：.....5

略称：

CNDA	フランス庇護裁判所〔Cour Nationale du Droit d'Asile〕
EDAL	欧州難民法データベース〔European Database on Asylum Law〕
EUAA	欧州連合難民期間〔European Union Agency for Asylum〕
IRBC-RAD	カナダ移民難民委員会不服審査部門〔Immigration and Refugee Board Canada - Refugee Appeal Division〕
UKUT	イギリス上級審判所〔United Kingdom Upper Tribunal〕

1. 難民認定事例

(1) フランス庇護裁判所（CNDA）2020 年 10 月 20 日決定［R 氏、事件番号 21060804 C］

チュニジアの同性愛者の男性について、チュニジアでは同性愛関係が犯罪とされていることや、過去に当局や家族などから迫害を受けていることなどから、国家および非国家主体による迫害を受ける恐怖に十分な理由があるとした事例。

ア 判決文（原文フランス語）＜**CNDA ウェブサイト**＞

イ フランス庇護裁判所（**CNDA**）**2022 年 12 月 16 日付け判決速報**

裁判所は、同性愛の関係を犯罪としている国であるチュニジアにおける同性愛

者は特定の社会的集団であるとし、当該の人物について、同性愛者であることおよびそのことを理由に迫害を経験したことを認めた。周囲の人びとや地元の住民から同性愛者であると認識されることで、当該人物が再び烙印を押されて迫害を受ける恐怖があると言えると判断した。(CNDA、2022 年 10 月 20 日、M. R. n°21060804 C)

ウ　フランス庇護裁判所（CNDA）2022 年 11 月 22 日付け報道発表

チュニジアでは、法律が同性愛関係を明確に犯罪としており、Ghardimaou 出身の第一申請者は、友人と公衆の面前で一緒にいるところを私服警官に捕まった後、警察署で拘束され、ひどい取扱いを受けた。当該申請者は、身の危険を感じ、家族からも脅迫されたため、チュニジアを出国せざるを得なかったところ、裁判所は、同人の詳細な供述から、その恐怖には十分な理由があると認めた。

エ　EUAA「国際保護における LGBTIQ 難民申請者の判例」（2023 年 9 月）

CNDA は 2022 年 10 月、M.R.対チュニジア難民無国籍者保護局（OFPRA）において、チュニジアの同性愛者の社会的集団の構成員であることから迫害を受けるという十分に理由のある恐怖があるとして、チュニジア国籍の男性に難民保護を認めた。裁判所は、チュニジアは同性間の関係を犯罪としており、申請者は自分のコミュニティから同性愛者であると認識されており、性的指向によって汚名を着せられ、再び迫害されるのではないかという正当な恐怖を抱いていることを指摘した。

(2) フランス庇護裁判所（CNDA）2009 年 7 月 7 日決定［C 氏、事件番号 634565］

チュニジア出身の同性愛者の男性について、同性愛者であることを表明したり、目立つようなかたちで示していなくても、チュニジアでは同性愛関係が犯罪とされていることや、本人が過去に受けた苦痛から、国家および非国家主体による迫害を受ける恐怖に十分な理由があるとした事例。

ア　CNDA「難民訴訟：国務院及びフランス庇護裁判所の判例 - 2009 年」（2010 年 10 月 26 日）＜refworld 収録＞

チュニジア： 申請者は性的指向を理由に家族から拒絶され、村から追放された - 同性愛はチュニジア刑法で処罰される - 起訴され、警察や家族から暴力を受ける危険にさらされた - 申請者は自分の性的指向を主張したり、目立つようなかたちで示したりしていない - 申請者の同性愛に基づく恐怖の存在とは無関係な状況 - 現在チュニジアで一般的な状況において、 表明された恐怖は、ジュネーブ条約 1 条 A 項 2 号にいう社会集団の構成員であることに起因するものとみなされなければならない。

CNDA、2009 年 7 月 7 日、事件番号 634565/08015025、申請者C

チュニジア国籍のCが、同性愛者であることを理由に家族や友人から拒絶されていたこと、9 歳のときに少年と一緒にいるところを父親に捕まえられて残忍な仕打ちを受けたこと、思春期に性的指向を認めることが難しかったために自殺を図ったこと、ホテル経営学校で学んだ後、24 歳のときに初めて秘密の同性愛関係を持ったこと、2002 年に CTN 社の船で給仕長として採用されたこと、 2003 年 11 月、父親が押し付けようとした結婚の取り決めに反対し、女性への拒絶を告白したところ、父親から殴られたこと、家族から拒絶され、村を追放されたこと、勤務していた船で馬鹿にされながらも海上勤務に戻ったこと、2004 年 11 月、乗客と一緒に船室にいたことで上司に驚かれ、告発すると上司から脅されたこと、マルセイユでの停泊中に身の安全と自由への恐怖から船を降りたことを考慮すると、

現在チュニジアに存在する状況下では、同性愛関係にある人々は刑法第 230 条に基づく訴追にさらされていること、それゆえに、特に当該人物の出身地であるような農村部では、警察の暴力や家庭内暴力にもさらされていること、それゆえに、チュニジアにおける同性愛者の状況は、たとえ彼らが自身の性的指向を主張したり、目立つようなかたちで表明したりしなかったとしても、チュニジア当局や社会の目から見て彼らを定義する共通の特徴によって、迫害にさらされる危険のある特定の社会的集団の構成員を構成するために、具体的かつ十分に識別可能な集団とみなすことができること、このような状況の下で、申請者が本国に帰国した場合に合理的に持ちうる恐怖は、その性的指向のために本国において過去に受けた苦痛を考慮すると、前述のジュネーブ条約第 1 条 A、2 項の意味における社会的集団の構成員であることから生じるものと言うべきである。 （OFPRA 長官の決定の無効確認および難民の地位の認定）。

イ EDAL 2009 年 7 月 7 日付け判決の概要

事実：

チュニジア出身の申請者Cは、チュニジア東部出身で、農村部の伝統的な環境で育った。同人は、同性愛者であることを理由に排斥されていた。2003 年、同人は、父親に押し付けられた女性との結婚を拒否したところ、殴打された。2004 年 11 月、チュニジア海運会社の従業員だった同人は、乗客と同性愛行為をしているところを捕まった。上司は彼を告発すると脅した。同人はマルセイユで船から逃亡した。フランス難民無国籍者保護局（OFPRA）は、同人の難民認定申請を棄却した。同人は、本棄却処分に対し、フランス庇護裁判所（CNDA）に上訴した。

決定及び理由：

裁判所は、現在チュニジアで支配的な状況においては、同性愛関係を持つ者は刑事訴追に直面すると認定した。同じ理由で、特に農村部においては、警察や家族からの暴力にもさらされている。

したがって、チュニジアにおける同性愛者の状況は、たとえ自らの性的指向を公言したり、あからさまに顕示したりしていない場合であっても、具体的かつ十分に識別可能な集団を構成しており、チュニジア当局や社会の目から見て彼らを定義する共通の特徴を理由にして、その構成員が迫害を受ける危険に直面であろうと言うことができる。

裁判所は、本事件において、申請者がその性的指向を理由にして過去に受けた苦痛を考慮すると、申請者が出身国に帰国した場合に合理的に感じうる恐怖は、1951 年難民条約第 1 条 A（2）に定義される特定の社会集団の構成員であることと関連していると言うべきであると判断した。

結果： 申請者は難民と認定された。

本判決の全文は、見つけることができませんでした。

2. 難民不認定事例

下記のイギリス上級審判所およびカナダ移民難民委員会不服審査部門の決定は、いずれも、チュニジア出身の同性愛者であると主張する男性について、同性愛者であるとの主張等について信ぴょう性が認められないとし、難民と認められないと判断しています。

ア IRBC-RAD 2020 年 10 月 28 日決定
［https://www.canlii.org/en/ca/irb/doc/2020/2020canlii124190/2020canlii124190.html］

イ IRBC-RAD 2019 年 4 月 18 日決定
［https://www.canlii.org/en/ca/irb/doc/2019/2019canlii120726/2019canlii120726.html］

ウ IRBC-RAD 2018 年 12 月 19 日決定
［https://www.canlii.org/en/ca/irb/doc/2018/2018canlii143843/2018canlii143843.html］

エ UKUT 2017 年 4 月 21 日決定［PA/09888/2016］
［https://tribunalsdecisions.service.gov.uk/utiac/pa-09888-2016］

これらの事例を含め、チュニジア出身の同性愛者男性であるとの事実認定をされた上で難民に該当しないと判断された事例は、本調査においては見つけることができませんでした。

参照：

（データベース等）

イギリス連邦政府、Caselaw National Archive（国営判例アーカイブ）、URL：https://caselaw.nationalarchives.gov.uk/

_____. Tribunal Decisions（審判所裁決）、Immigration and asylum chamber: decisions on appeals to the Upper Tribunal（上級審判所移民難民部門の裁決）、URL：https://tribunalsdecisions.service.gov.uk/utiac

欧州難民法データベース（EDAL）、URL：https://www.asylumlawdatabase.eu/en

欧州連合難民機関（EUAA）、Case Law Database（判例データベース）、URL：https://caselaw.euaa.europa.eu/Pages/default.aspx

ドイツ連邦行政裁判所（Bundesverwaltungsgericht）、オンライン：https://www.bverwg.de/

フランス国務院（Conseil d'État）、Rechercher une décision – Ariane Web、URL：https://www.conseil-etat.fr/decisions-de-justice/jurisprudence/rechercher-une-decision-arianeweb

フランス庇護権裁判所（CNDA）、Sélection de décisions de la CNDA（主な CNDA 決定）、URL：http://www.cnda.fr/Ressources-juridiques-et-geopolitiques/Actualite-jurisprudentielle/Selection-de-decisions-de-la-CNDA

Australian Legal Information Institute（AustLII）、URL：https://www.austlii.edu.au/

British and Irish Legal Information Institute（BAILII）、URL：http://www.bailii.org/

Canadian Legal Information Institute（CanLII）、URL：https://www.canlii.org/en/ca/irb/

New Zealand Legal Information Institute（NZLII）、URL：http://www.nzlii.org/

Refworld、URL：https://www.refworld.org/

（その他）

フランス庇護裁判所（CNDA）「La CNDA reconnaît la qualité de réfugié à un ressortissant tunisien en raison de craintes fondées de persécution résultant de son appartenance au groupe social des personnes homosexuelles.（CNDA が、同性愛の社会的集団の構成員であることに起因する迫害を受ける十分に理由のある恐怖を理由に、チュニジア人の難民の地位を認める）」（2022 年 12 月 16 日）、URL：http://www.cnda.fr/La-CNDA/Actualites/COMMUNIQUE-DE-PRESSE24

_____. 「COMMUNIQUÉ DE PRESSE: La Cour accorde le statut de réfugié à un Tunisien et à un Irakien menacés pour leur homosexualité（報道発表：同性愛を理由に脅迫されたチュニジア人とイラク人の難民の地位を裁判所が認める）」（2022 年 11 月 22 日）、URL：http://www.cnda.fr/Ressources-juridiques-et-geopolitiques/Actualite-

jurisprudentielle/Selection-de-decisions-de-la-CNDA/La-CNDA-reconnait-la-qualite-de-refugie-a-un-ressortissant-tunisien-en-raison-de-craintes-fondees-de-persecution-resultant-de-son-appartenance-au-groupe-social-des-personnes-homosexuelles

_____. 「CONTENTIEUX DES RÉFUGIÉS: Jurisprudence du Conseil d'État et de la Cour nationale du droit d'asile - Année 2009（難民訴訟：国務院及びフランス庇護裁判所の判例 - 2009 年）」（2010 年 10 月 26 日）、オンライン：https://www.refworld.org/jurisprudence/caselawcomp/fracnda/2010/fr/78584

欧州難民法データベース（EDAL）「France - CNDA, 7 July 2009, Mr. C., n°634565（フランス CNDA、2009 年 7 月 7 日付け判決の概要）」、URL：https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/france-cnda-7-july-2009-mr-c-n%C2%B0634565

欧州連合難民機関（EUAA）「Jurisprudence on LGBTIQ applicants in international protection（国際保護における LGBTIQ 難民申請者の判例）」（2023 年 9 月）、URL：https://euaa.europa.eu/sites/default/files/publications/2023-09/AR2023_factsheet21_case_law_LGBTIQ_applicants_EN_0.pdf